

国内利用航空運送約款

第1章 総則

(事業の種類)

第1条 当社は、航空運送事業者(航空法〔昭和27年法律第231号〕第2条第16項に規定する航空運送事業を經營する者をいう。)が行う貨物の運送に係る次の利用航空運送事業を行う。第一種利用航空運送事業(貨物運送取扱事業法(平成元年法律第82号)第2条第八項に規定する事業をいう。)第二種利用航空運送事業(同法同条第九項に規定する事業をいう。)

(適用の範囲)

第2条 当社の前条の利用航空運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令、当該貨物の運送にかかる航空運送事業者(以下航空会社といふ。)の運送約款、又は一般的慣習によります。

2 当社の前条に付帯する業務に関する契約は、この運送約款に定めのある場合を除き、法令及びこれに基づき定められた運送約款又は一般的慣習によります。

3 当社は、前項の規定にかかるわざ法令に反しない範囲で特約の申込に応じることができます。

(約款等の変更)

第3条 この運送約款及びこれに基づいて定められた規定は、予告なしに変更されることがあります。

(荷送人の同意)

第4条 荷送人は、この運送約款及びこれに基づいて定められた規定に同意したものとします。

(準拠法)

第5条 この運送約款による運送契約及びこれに関する訴訟の手続きは、日本の法律に準拠します。

第2章 運送業務

第1節 通則

(受付日時)

第6条 当社は、受付日時を定め店頭に掲示します。

2 前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

(運送の範囲)

第7条 当社の貨物の運送は、荷送人から貨物を引き受けた時に始まり貨物運送状(以下「運送状」といふ。)に指定された荷受人に貨物を引き渡した時に終ります。

(貨物運送の順位)

第8条 貨物運送の順位は、引受の順位によります。ただし、航空会社において、運航上搭載制限を必要とする場合その他の正当な事由がある場合は、この限りではありません。

第2節 運賃及び料金

(届出運賃、料金)

第9条 運賃及び料金並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によります。

2 個人(事業として又は事業のために運送契約の当事者となる者を対象とするものを除く。)を対象とした運賃及び料金並びにその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

(従価料金)

第10条 1口の貨物の申告価格が30万円を超える場合には、申告価格1万円又はその端数ごとに、従価料金として20円を收受します。

(運賃、料金等の收受)

第11条 運賃、料金その他運輸に関する料金は、運送を受けたときに荷送人にから收受します。

2 当社は、前項の規定にかかるわざ貨物を引き渡すときに運賃、料金その他運輸に関する料金を荷受人から收受することについての荷送人の申し出を認めることができます。ただし、物品の価額が運賃、料金その他運輸に関する料金より低いもの又は物品の性質が荷受人払いに適ないものについては、荷受人払いの取扱いをいたしません。

(運賃請求権)

第12条 当社は、貨物の全部又は一部が天災その他やむを得ない事由又は当社の責に帰すべき事由により滅失したときは、その運賃、料金並びにその他運輸に関する料金を請求しません。この場合において、当社は既に運賃、料金並びにその他運輸に関する料金の全部又は一部を收受しているときは、これを払い戻します。

2 当社は、貨物の全部又は一部がその性質若しくは瑕疵又は荷送人の責に帰すべき事由によって滅失したときは、運賃、料金並びにその他運輸に関する料金の全額を收受します。

第3節 引受

(運送状の作成)

第13条 荷送人は、当社に貨物を委託する場合は、貨物1口ごとに運送状を作成し、次の項目を明記し、署名又は記名捺印しなければなりません。

一 貨物の品名、品質、個数、重量又は容積及び荷造の種類

二 価額

三 荷送人及び荷受人の氏名又は商号、住所並びに電話番号

四 発送地及び到着地

五 運賃、料金等の支払方法

六 運送保険契約の締結方を委託するときはその旨

七 品代金の取立を委託するときはその旨

八 運送状の作成地及びその作成年月日

九 その他特別の取扱いを要するものはその希望条件

2 運送状の作成は、荷送人の依頼により、当社が代行することができます。ただし、その責任は荷送人にあります。

(貨物の点検)

第14条 当社が運送状の記載事項について疑いがあると認めたときは又は貨物引受後において品名相違の疑いがあると認めたときは、荷送人又は第三者的立会いを求めて貨物を点検することができます。

2 当社が、前項の規定により点検した場合において、荷送人の申告が現品と異なる時は、点検に要した費用を荷送人に負担していただきます。

(引受拒絶)

第15条 当社は、次の場合には、貨物の引受を拒絶することができます。

一 当該運送の申し込みが、この運送約款によらないものであるとき

二 荷送人が第13条第1項の運送状の記載事項に關し申告をせず、又は第14条の規定による点検を同意しないとき

三 当該運送に適する設備がないとき

四 当該運送に關し、荷送人から特別の負担を求められたとき

五 第16条第1項に規定する貴重品以外の高価品であつて当社が利用航空運送に適しないものと認めたもの

六 暴力團員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第二条第二号に規定する暴力團(以下「暴力團」といふ。)の活動を助長し、又は暴力團の運営に資することとなると認められる運送、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき

七 荷送人又は荷受人が次に掲げるものであるとき

ア 暴力團、暴力團員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力團員(以下「暴力團員」といふ。)、暴力團準構成員、暴力團関係者その他の反社会的勢力であると認められるとき

イ 暴力團又は暴力團員が事業活動を支配する法人その他の団体であると認められるとき

ウ 法人でその役員のうちに暴力團員に該当する者があると認められるとき

エ 当店に対し暴行、脅迫等の犯罪行為又は不当要求を行う者(荷受人にはあって、同様の行為が行われる蓋然性が極めて高いと当店が判断する者を含む。)であると認められるとき

八 天災その他やむを得ない事由があるとき

2 当店は運送を受けた後に前項第六号又は第七号に該当することを知ったため、運送を行わないこととする場合は、遅滞なくその旨を荷送人に通知した上で、荷送人に返送します。

3 前項による返送に要した費用は、荷送人の負担とする場合があります。

(引受制限貨物)

第16条 当社は、次の各号に掲げる貨物及び航空会社において引受を制限している貨物並びに品目分類運賃適用貨物に該当し、利用航空運送に適しない貨物は引受けません。

一 貴重品

ア 白金、金、銀、その他の貴金属及びその製品

イ イリジウム、タンタル、その他の稀金属及びその製品

ウ 通貨(紙幣、硬貨)

エ 株券、債券、その他の有価証券、未使用の郵便切手及び収入印紙

オ ダイヤモンド、紅玉、緑碧石、コハク、真珠、その他の宝石類及びその製品

カ 美術品及び骨董品

二 生きた動物(魚類を含む)

三 遺体、遺骨

四 危険品

火薬類、高圧ガス、腐食性液体、引火性液体、可燃性液体、可燃性固体、酸化性物質、毒物、放射性物質、磁性物質、その他の有害物件及びその付着物等、又は銃砲刀剣類等であつて航空法施行規則第194条の規定により輸送が禁止されているもの(同条第2項の規定により同項の要件をみたすことによってこれに含まれないものとされたものであつても、航空会社において引受条件を指定されているものを含む。)

五 個人情報など特段の注意を要するもの

六 前号の他、航空法、その他の法令又は官公署の命令、規則若しくは、要求によって輸送を禁止若しくは、制限されたもの

七 貨物の外装に荷送人及び荷受人の氏名又は商号、並びに住所の表示のないもの

八 包装、荷造の不完全なもの、破損し易いもの、腐敗し、又は変質し易いもの、臭氣を発するもの、その他に迷惑を及ぼすと当社が認めたもの

九 人若しくは、搭載物又は航空機に害を及ぼすと当社が認めたもの

十 運送状の記載事項に関する申告を虚偽と当社が認めたもの

十一 その他航空保安上当社が不適当と認めたもの

(貨物の容積等の制限)

第17条 当社が貨物として引き受けける1個当たりの容積、重量は、航空会社が定めた制限の範囲内のものとします。

(貨物の価額制限)

第18条 当社は、1口の貨物の申告価額が500万円を超える場合は、荷送人と当社の間に特約のない限り貨物の引受をしないことがあります。

(荷造)

第19条 荷送人は、貨物の性質、重量、容積及び運送距離等に応じて運送に耐えかつ、他の貨物に損害を与えないよう荷造りしなければなりません。

2 当社は、貨物の荷造りが十分でないときは、必要な荷造りを要求しますがその場合は荷送人は、その要求に応じなければなりません。

(外装表示等)

第20条 荷送人は、貨物の外装又は荷札に次の事項を見易いように表示しなければなりません。

一 荷送人及び荷受人の氏名又は商号、住所並びに電話番号

二 品名

三 個数

四 その他運送の取扱いに必要な事項

(輸送手段の変更)

第21条 航空機の運航の中断又は不時着陸が発生した場合は、航空会社に協力し、貨物を他の輸送機関によって前述の輸送に努めるものとします。

2 航空機の運航時刻の変更、欠航、積残し、地上運送における交通渋滞、車両事故等により貨物の全部又は一部が運送不能となった場合には、当社は、荷送人の同意を得て、他の輸送機関によって運送することができます。

3 第1項の場合において、貨物を他の輸送機関によって前述の輸送を行ったときは、当社は、荷送人にその旨通知するとともに既払運賃が当該他の運送機関の運賃より小であるときは、これを追徴せず、大となるときは荷送人の請求により、これを払い戻します。

4 第2項の場合において、既払運賃が当該他の輸送機関の運賃より小であるときは、その差額を追徴し、大であるときは荷送人の請求によりこれを払い戻します。

5 第3項及び第4項の場合における他の輸送機関の運賃及びその計算方、並びに精算方については、別に定めるところによります。

6 第1項および第2項の場合において、当社は、荷送人の代理人として行為をしたものとみなし、当該輸送機関における貨物の取扱い及び責任については、当該輸送機関の定める運送約款及びこれに基づいて定められた規定に従うものとします。

第4節 引渡

(正当な荷受人)

第22条 当社が到着貨物を引き渡す場合は、正当な荷受人であることを証明するものの示しを求めます。この場合引渡を受けた者が正当な荷受人でないことによって生じた損害については、当社は、故意又は重大な過失がない限り、その責任を負いません。

(荷物の引渡)

第23条 当社は、貨物に關し、受け取るべき運賃、料金その他の費用が支払われない場合は、引渡を拒否することができます。

2 商人である荷送人が、その営業のために当社と締結した運送契約について運賃、料金その他の費用を所定期日までに支払わなかつたときは、その支払いを受けなければ当該荷送人ととの運送契約によって当社が占有する荷送人の貨物の引渡しをしないことがあります。

3 第2項の場合において相当の期間を定め、荷送人にその指示を求めても指示がないときは、当社は、その貨物を競売することができます。ただし、その貨物が腐敗または変質し易いものであつて競売の手続きをとるといふことがないときは、その手続きによらず公正な第三者の立会いを求めて任意に売却することができます。

4 貨物が腐敗しやすいもので荷送人の指示を待つことができない場合は、予告なしに廃棄することができます。

2 当社は、前各号の処分をしたときは、遅滞なく荷送人にその旨を通知します。

3 引渡不能貨物の処分に要した費用は、すべて荷送人の負担とします。

4 競売代価が未収受の運賃その他の費用を補うに足りない場合は、その不足額を荷送人から申し受けます。

5 競売代価から未収受の運賃その他の費用を差し引いた残額がある場合、その残額を荷送人に返還することができないときは、これを供託します。

第5節 指図

(荷送人の指図)

第25条 荷送人は、自己の都合により、運送状を示して、次の指図をすることができます。

一 運送の取消